

令和2年度第4回男女平等推進市民委員会議事録

日時 令和2（2020）年8月28日（金）午後6時45分～8時45分
場所 国立市役所北庁舎 第7会議室
出席委員 谷川委員長、池田副委員長、遠藤委員、太田委員、至田委員、古旗委員、本田委員、
宮原委員、武藤委員、山下委員
事務局 宮崎政策経営部長、吉田市長室長、高橋市長室長補佐、大塚主事、庄司主事

【事務局】 それでは、資料の確認です。次第、資料1パブリックコメントをまとめた資料、資料2素案、資料3パートナーシップの論点整理シートの最新版です。表紙の下、※印のある2、5、12、13、14を修正しています。資料は以上です。

配付しました資料1は、項目ごとに切り分けをしています。一方で、1人の方からどのようなご意見を頂いているのかを把握していただきたいと思いますので、委員の皆様へのみ、1人1人の意見としてまとめた資料を配付します。こちらは委員会終了後、回収させていただきますので、参考までにご参照いただければと思います。

今回、パブリックコメントは、資料1にも記載のとおり、意見提出は全部で18名、意見総数としては48件が集まりました。資料の説明は以上です。

【委員長】 今日はこの48項目について、条例に反映する、反映しない、そしてしない場合、その理由を整理しようとしています。第5回委員会について先にアナウンスをお願いします。

【事務局】 本日の委員会では、パブリックコメントで頂いたご意見を制度に包含していくか否かを議論していただきたいと思います。次回は、これまでの議論を含めて文言にした条例案を配付しまして、最終的に条例としてどのような表現にするかをお決めいただきたいということで、9月9日に、第5回委員会を開催させていただきたいと考えています。

【委員長】 9月9日の同じ時間です。そこで条例の文章の確認をするということでしょうか。それまでに市議会とのやり取りもあると思いますので、今日はパブコメをどう扱うかを確認していく、ということですか。

【事務局】 9月4日金曜日に、条例案を審議していただく市議会の総務文教委員会に、制度案を説明する予定です。9月9日の第5回委員会で、議会からの意見もご報告したいと思っていますので、第5回委員会では、条例案の最終確認と、議会からの意見も踏まえて、改めて検討すべき事項があるかどうかの議論をお願いしたいと思います。

【委員長】 では、パブコメに目を通す時間を取りたいと思います。原文に一通り目を通すということで、そのニュアンスを受け取っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

（中断）

【委員長】 リストに戻り、やりながら必要に応じて読んでいく形にしたいと思います。読むと、1つとても大きな、複数を認めるのかどうかという話題があるのが分かったと思います。

では、資料1のパブリックコメントのリストを見てください。「制度創設への流れに関するご意見」の1番については「期待したい」ということなので、そのとおりです。

「制度の目的に関するご意見」の、2番「(2)は目的には当たらない。(1)と(3)だけで十分であり、入れるのなら注意事項として」。これは、パブコメの資料に入っているということであって、条例にこう書くわけではないので、2番の意見もそのままよいですか。

【事務局】今日お配りしています論点整理シートの2をご覧ください。こちらの「事務局提案」の一番上、「パートナーシップの定義」の最新のもの、次のページの一番下の段「第3回委員会まとめ」に書いています。パートナーシップの定義は入れますが、条例の中では「定義」という項目はないので、「用語の意味」というところに「パートナーシップ」の定義を書くことはできます。

そして、「パートナーシップ届出制度」にするのか、「国立（くにたち）」を平仮名にするのかというのはありますが、この2つは条例上に規定しなければならないと思います。ほかの、三親等以内の結婚ほか、幾つかの要件については、規則の中で詳しく書いていきます。ですので、条例の本文に入れるか、それとも規則に書いていくかという2つの検討があると思います。

あとは、パブリックコメントにご意見がありましたように、例えば、啓発を頑張ってくださいということについては、事務局の運用として行います。ぜひやったほうが良いということであれば、運用上、それを取り入れるということです。採用はできないけれども、意見として頂くというものもありますので、主に3種類の議論になると思います。

【委員長】では、資料1の2「(2)は目的に当たらないので(1)と(3)だけで十分ではないか」ということについては、条例の本文を考えるときにどうするかということであって、今、ここで確認しなくてもよいということでもいいですね。

それでは、次の3番が、繰り返し出てくる、2者に限定する必要はないというご意見です。私の理解では、確かにこの委員会の中でも、2者に限定する必要はなくて、人数に関わらずでよいのではないかというご意見が出ていたときもあったと思うのですが、まだ現段階で3者以上の方々のお困り事の内容や、それをパートナーシップ制度によってどのように応援していくかということについて把握できていない、声がしっかり受け止められていないということもご意見としてあったので、今回2者としたという理解です。ここは少し時間を使ってパブコメを読んでいた結果、どのようにお感じになられているか、ご意見がある方はお願いします。

【委員】パブコメに「総務文教委員会でポリアモリーも利用対象に含めるべきとの意見が上がり」と書かれているが、私には、議事録を読んでそれがどこなのかが分からなかった。

【事務局】昨年の最初に市民の方から陳情を頂いた際の、常任委員会での議論の中に、パートナーシップといっても、2者ではなくて3者以上の関係の方もいるのではないかと、幅広く検討してみたいというご意見はありましたので、このことを指していると思います。

【委員長】そうすると、総務文教委員会としては、幅広く検討してほしいということで、その利用対象に含める、含めないということについてのご意見はなかったと受け止めました。ポリアモリーに関する陳情をご覧になってのご意見をお願いします。

【委員】以前、この件についてここで議論した際に、なぜ「2者に限定する」ということで意見がまとまったのかを、資料を見ながら確認したのですが、当事者から直接的な要望が寄せられていないという、割と消極的な理由だったと思う。この委員会の中では、3者以上の関係も対象に含めてよいのではないかという意見は確かに出たけれども、それがまずいという積極的な意見があったわけではないと記憶しています。

今回、パブリックコメントで複数の方から、それを認めるべきだという意見が寄せられて、この方たちはその当事者であるかどうかは別として、市民からそういう要望があったということは、前回のこの委員会での結論を覆すのに十分な理由になるのではないかと思います。

【委員長】そうですね。そのパブコメの中には、想定できるありとあらゆる課題に対応すべきではな

いか、目の前に見えているものにだけ我々が対応しようとしているのではないか、というご意見も挙げられていたので、そこは考え方かと思います。

ポリアモリーの方が抱えるお困り事や、こういった制度に関するご要望に対して、現在のパートナーシップ制度で対応できるのかも含めて、ご意見がある方はお願いします。

【委員】2者でなければならぬという議論をしたような気はしないが、私たちが縛られている法制度の中で現実的に、2者ということがパートナーという認識になっているところもあって、「2者」が入っている。そもそもパートナーシップとは何かという話で終わったような気もします。ここに書いてあること以外を全部排斥する、できませんというのではなくて、相談を大事にしてほしい、実は自分たちはこうなのだけれども、これは駄目なのだろうかとか相談してほしい。そういう運用のところで柔軟に受け止める、できるだけ幅広く受けられるようにするということかと思ったが、ここまでしっかりとして理解なさっていて、このパブコメを見たらどうかというふうにも、改めて思いました。

現実には相談や要望があった場合に柔軟に対応することにしたときに、排斥すると受け取られるようであれば、それはないほうがよいと思う。できるだけ当事者の方たちの声に沿って考えて運用していきますよ、というメッセージ性を持たせるという意味で、「2者」はなくてもよい気はします。

【委員長】資料3の論点整理シート4で、「2者間とする」という整理をしたことになっていまして、そこにも「潜在的にいるかもしれない三者間以上のパートナーシップの人たちのことも排除しないものにしたい」というお話があった。確かに、2人ということ自体が現在の婚姻制度の概念に縛られているとも思いますけれども、そもそも法律婚の手の届かないところをカバーするという発想の中で二者間というお話が出てきました。なかなか難しい議論ではありますが、どうでしょうか。

【委員】まず結論として、定義から2者を外しつつ、最初は2者で運用を進める。市民の声を受けて、2者ではない複数というのでも将来的にはあり得るという分かりやすい形でスタートするのが、落ち着きどころとして一番いいのではないかと思います。

前回の定義のときは、2者について、あまり議論になっていなかった。長年同性カップルの問題を取り扱ってきた中で、当事者が声を上げて自分たちの存在を明らかにしたり、生活上の生きづらさを訴えられるようになったというのは、本当にここ最近です。今までは存在自体見えていなかった。なぜ見えないかという、非常に差別偏見があったから言えなかった。複数で家族でいる方々も実在するのかもしれないけれども、その人たちの声や動きが見えない中で、ここで一緒にやっていたらどうかというところもある。

私は、同性婚を認めるというのは複数婚を認めるということですかと聞かれるたびに、それはもし求めがあったら真摯に聞きたいと思っていますと、前にも言いました。今回この制度を議論したのも当事者の方が陳情を出して、議員の方々に訴えてと、こういうプロセスを経てつくってきたのだとすると、複数婚や複数関係については、10何年やっている私のところにも全然実例が出てきていない。前に出ないくらいいつらいことがあるから全然出られないのか、それとも何なのか。国立が2者だけでなく複数についても出すことにするときに、市民の声からスタートしていけると、より制度に対する信頼や、みんなで作っている制度だという意識につながっていくと思いました。

【委員】私も、ゆくゆくはポリアモリーの方々も対象に入れるのは賛成で、除外する必要は全くないと思うのですが、制度だけあって行政がサポートできないのでは意味がないという話があった。今この段階で急いでポリアモリーの方を対象にしたとして、いざ使ったときに枠組みだけで何もできないのでは意味がない。行政がサポートできるのかという心配があります。

【委員】まだ全国の自治体はどこも複数認めていない。ですから、まずは国立市民のことを考えて、何でも認めるという姿勢でなくてよい気がします。まずは2者間でやって、3者間の話は、2年後か3年後か分かりませんが、これでいいかどうかという判断を下してもいいのではないかと。今の段階では私は2者間にこだわるべきだと思います。

【委員】先ほどの、2者以外の方々の相談も市で受け止められるようにしましょう、というのは本当にそうだと思う。スタートするときは2者でやるけれども、引き続きいろんな実例や声を上げてくださいと市民を動かしていくのがいいのではないかと。

【委員長】それを答申のはじめの文章で書こうと言いました。なので、その方々のご意見をなかったことにするのはいい。そういった多様なパートナーシップ、多様な生活のあり様はあるのでしょうか。パブリックコメントでそれが分かった。けれども、まだ制度はスタートの段階にあるので、そこをいつも念頭に置きながら、まずは陳情という形で上がってきた同性婚と事実婚について、今回はアプローチをする。世論や社会的な情勢に今後柔軟に対応していくということを答申のはじめに書く。

ただ、そういうスタンスがどうなのかという意見がパブコメの中にあっただけで、そこは真摯に受け止める。また、広めてしまってから、やっぱり市民の理解が得られないという心配もある。私はこれだけの声のパブリックコメントに上がってくると思っていなかったから、そのことが答申に書かれるといいのかなと思いましたが。そのようなアプローチでよいのでしょうか。

【委員】パートナーシップの定義から「2者の」を一旦外すということは、そんなに障害はないと思います。ポリアモリーも認めますと条文に書くわけではない。何か具体的なパートナーシップの在り方だけを対象にするものではなくて、今後も柔軟に実情に応じて運用レベルで対応できるということも含むのであれば、ここで「2者の」と入れるメリットはあまりないと思います。

【委員】2者と3者の違いは、例えば婚姻届の用紙を考えると、2人分の名前を書くのが3者となると3人分の書式になっていかなければいけないが、その辺りはまだ決めていないですね。

【委員長】そうですね。極論を言えば、10人、15人などもあり得るので、2人という様式では駄目という可能性はありますが、1人ずつ書く紙でもいいかもしれないし、2と書かなければ、3だったり、4だったり、5だったり、10だったりすることはあるかもしれない。

【委員】確認ですが、第1回目の会議の資料4に、幾つかの先行自治体のパートナーシップの定義が書かれているのですが、港区のところには2者とは書いてないように読める。港区のこの部分だけは、パートナーシップの定義かどうか曖昧です。

【委員】港区は条例ではなくて規則でやっているのですよね。

【事務局】港区は公正証書を要件としています。港区がつくっている公正証書に記載する。そこでは2者となっていますので、条例上は2者と明記していないけれども、要件に公正証書が必ずあるので、おのずと2者になります。

【委員長】ですので、論点整理シート4にあるように、ほかの自治体で3者以上を認めているところはない。3者以上の方にパートナーシップ制度が手助けになるとしたら、家を借りるときでしょうか。

【委員】私がそう思ったのは、前に何かの会で、たまたま見たテレビの話が出て、それが頭から離れない。そのケースで、精子を提供したお父さんと、一緒に暮らしているお父さん。パートナーと言ったときに、2者を選ぶのかどうか。精子を提供しただけの方も、生活にも関わってお友達で、保育園に送迎したり、お子さんと仲よく遊んだりもしている。実際にインタビューされて、その女性がとても悩んでいた。すごく葛藤している。悩んで、ものすごく大変だとおっしゃっていたけれど、それを

隠さずオープンになさっている。保育園も周りもそれを認めているという生活環境にいらっしゃる中で、精子を提供した人はパートナーではないと。例えばこのケースで2者と言ったときに、今、パパと呼ばれている、一緒に暮らしているパパだけがその方のパートナーで、精子を提供した人はパートナーではないとなるのかが、私はとてもひっかかっている。答えはまだ出ていないので、こだわっているだけなのですけれども。あれを見ていなかったら、私もそんなに思わないと思うのだけど、リアルにそういうふうに住んでいる方がいて、その女性は、精子を提供した方の呼び名をどうしようかとすごく悩まれていた。難しいと思っていたので、とても気になっています。

【委員】単に3人といっても、その3人の関係性にもいろいろなバリエーションがあって、当事者からの具体的な声も出ていない中、私たちが抽象的な議論をして制度設計をすると、ずれてしまうところもあり得ると思う。なので、今の段階では、これから皆さんの声も聞きながら制度をつくっていくという方向性がいいと思います。

【委員長】お困り事にパートナーシップ条例がどう応えていくのか。全ての問題を解決するものではない中で、どうなのだろうかとこのころは、ちょっと私の中でもやもやするのです。

【委員】困り事を解消するという具体的な効果もあるにせよ、パートナーシップ証明のもうひとつ重要な柱は、具体的な効果がなくても、その存在が承認された、自分たちの自己肯定感が持てた、というところだと思う。ずっと差別を受けてきて名乗れませんでしたというセクシュアル・マイノリティと同じように、声を上げやすくしていくことが、まず制度として必要だと感じます。

【委員】今の点を踏まえてもやはり、「2者の」を外すということだけで、いろいろな潜在的な要望が浮かび上がってくる、市役所に寄せられる可能性はぐっと高まると思います。

【委員】ここでは「2者」と書かなくても、ほかの部分で2者だという規定をつくることはできるのですか。ここで2者を外してしまうと、この制度設計上は複数を認めることになってしまうのですか。

【委員長】さきほどの港区のように、規則で「2者」とすることはできるかもしれませんが、それだとあまり意味がない。条文には書かないけれど規則には書くというアプローチだとしたら、なぜそうするのかという理由が必要だと思います。

【委員】条例なので、市民の理解を得られることがまず非常に重要だと思う。今回のアンケートで、パートナーシップ条例ができたらいという意見は多かったけれども、恐らく一般市民のイメージは、2者間が多いと思う。条例というのは、多くの人が理解できるようなものが1つ大事なのではないかと思いますが、一方で、もっと先を行って、広く多様性を認めるということを理念的に示すのが大事。そちらを優先するべきであれば、「複数」というのはあると思うのですが、私は精神しょうがいしゃの方たちと一緒に、どういった地域生活をつくっていくかを共に考えて、陳情書や要望書を出しているので、そうした私の価値観で言うと、そういう方々が出てきたら一緒に、複数婚を入れていこうとかやっていかないといけない。私たちのことを私たち抜きで決めるなということがしょうがいしゃのときにはよく使われますけれど、そこがきちんとあつたうえでつくっていくことも大事なのではないかと思います。どれが答えか分からないですけれども、私の中では3つ浮かんでいます。

【委員長】資料3の論点整理シート2の右側の「第3回委員会まとめ」のパートナーシップの定義について、「互いを人生のパートナーとし、その人権を尊重し協力し合う継続的な2者の関係」の「2者」をどうするかということになるのですけれども、この「2者」を取ったときに何が起こりますかね。

1つは、先ほど出た、複数の人が申請に来たときに耐えられるような運用規定をつくるということ。ほかに何かありますか。

【事務局】資料2の素案の6「届出要件」の(3)、「双方に配偶者がいないことかつ双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと」。ここが関連してくると思います。法律婚をしているAさんとBさんがいて、そして、AさんにCさんというパートナーがいる場合に、そこは3者という関係性が出ると思います。一方で、法律婚をしているので、今の社会では、ここはなかなか認められない部分があると思います。ですが、規定上はこういった関係性も可能とすることになるのかどうか、ここも議論いただければと思います。

それから、重ねてですけれども、そもそもこの審議会の開催に至った市長の諮問は、議会での陳情があったということです。その陳情の中で語られていた声としては、セクシュアル・マイノリティのカップルの方または事実婚の方は、法律上の婚姻に届かないというところが最初にあったと理解しています。

この委員会で、パートナーシップとはどういう関係性なのだろうというところに議論が発展していったときに、「2者」ではなく「3者以上」もあるのではないかという話になりました。ですので、陳情があったことが大もとにあって、今回市としてもパートナーシップを条例化していこうという動きとなったことを、改めて皆さんの中で確認いただいたうえで議論を進めていただければと思います。

【委員】先ほど「2者」を除くというお話がありましたけれども、港区の例で、書いていなくても、受け入れ段階で「双方に」「互いに」と記載してあると、「3者」でもオーケーだと思って来た人のがっかり感が私は気になる。であれば、最初から入れておくか、あるいは受け入れについて、許可は出さないけれども、市がそういう意見も拾う。陳情が上位概念になるのであれば、パブリックコメントは無視するわけではないけれども、将来的には、というほうが落としどころとしていいのではないかと思います。

【委員長】「2者」を取るなら、この届出要件の「双方に配偶者がいないことかつ双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと」をどうするかという議論はあるし、ほかにももしかしたら、細部を見ていくと矛盾が出るかもしれない。

確かに、我々は陳情に基づく諮問を受けて議論をしていて、そこに対してパブリックコメントが来たという流れではありますよね。

【委員】配偶者がいないことという中身はいろいろあって、配偶者はいるけれども一緒に暮らしていないというDVの被害者はいる。結婚してすぐ別居して、子どもができて、一緒に暮らしたのは1カ月だけれども、夫が離婚してくれない。離婚が認められない。行政的な手続として、母子家庭として認められない。それですごく困窮な生活をしているのです。

法律婚の実態は様々あるので、配偶者がいないことと言ったときには、配偶者がいないという意味を、法律婚の意味もきちんと捉えて考えないといけない。簡単に配偶者がいないことが条件と言われたら、例えばその人が同性のパートナーとパートナーシップを結びたいと言ってきたときに、その人は結べない。確かに声は上がっていないかもしれないけれども、そういう潜在的なニーズや声も含めて考えていくというときに、法律に準じるべきことについては、非常に敏感でなければいけないと思う。ここは運用にもなるのかもしれないけれども、文言に縛られて実態を苦しめていくことがないようにしたいと思います。

【委員長】どうしても法律婚が解消できない方々は、ぜひ相談にいらしてほしい。違いましたか。

【委員】そうです。条例の定義で「2者」を外して、規則で「2者」にした場合に、条例で複数も認められそうだから窓口に来られるのではないかという話がありました。条例で「2者」を外すことの

実際上の意味としては、もし将来的に「複数」を認めるとなったときに、条例改正が要らないということが大きな差なのだと思う。改正するとなるとまた議論して、議会を通すのか、それとも議会を通さないで変えられるか。どちらがいいのかは議論する必要がある。「3者」はどういう状態なのかをかなり議論しなければいけないのではないかと思うと、今は条例で「2者」に限定しておいて、きちんと議論を経て「複数」に変えるというプロセスを取ったほうが良いという話もあるでしょう。また、パートナーシップ証明は、条例ではなくて市長の裁量でやっている自治体のほうが多く、議会を通さずにそれを変えられる自治体のほうが実際上多いことを考えると、条例の定義は「2者」を外し、今は規則で「2者」としておいて、将来的に柔軟に要件を変えられるようにするのがよいと思う。

期待して窓口に来てしまう方がいたとすると、当事者の声がそこでキャッチできる。パブリックコメントもメールで来ているだけですけれども、むしろ具体的な情報をそこで教えていただいたり、つなげられたらいいなと思いました。

【委員長】今のお話は、定義からは「2者」を外しておく。そして、届出要件は現在の案のまま、「双方に配偶者がいないことかつ双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと」を残す。実質、この届出要件を規則で定めたら、「2者」になる。これにはそういうメッセージが込められていますということを答申で回答する。条例に「2者」を入れていないのは、将来様々な生活のあり様に規則の改正で対応できるようにするためだと答申で書くということはあるかと思えます。

【委員】私もそれがしっくりきました。

【委員】民法の婚姻のところにも男女でしかできないと書いていない。民法に男女と書いていないのに、夫は、妻はと書いてあるから男女でしょう、という解釈になっている。だから、同性婚を求める側としては、そもそも条文上禁止していない、と言っている。こちらの場合は、運用としては最初「2者」で始まるけれども、状況によっては「複数」も将来的に見据えながらスタートするという、余白を残すような形。それを事務局としてできるのかどうか分からない。

【委員長】今のは委員会の全ての意見をまとめた感じになったと思うのですけれども、事務局としてはそれだと困るということはあるですか。

【事務局】委員会が答申を頂いた後、事務局で条例案をつくります。その条例案を、市役所の法律関係を司る部門で、全体の整合性、既存の条例との整合性を取ります。条例上、「2者」を外して規則に「2者」と入れるという皆さんの意見と言葉が一致しない場合もありますが、少し先んじて次回の委員会までには、どういう形であれば今の議論の趣旨が反映できるかを検討します。

【委員長】そうすると、委員会の趣旨としては、運用上のスタートは「2者」でもいいけれども、条例の中の用語の説明としては「2者」を外したい。「余白を残して」はすごくいい言葉だと思ったのですけれど、そのときに条例改正をしなくても、将来の可能性に向けて様々な暮らしぶりに対応できるような、みんなを励ませるような制度にできるというところに望みをかけて、条例の本文からは「2者」を外しておく。それが、どのような条文であったら実現できるかということ市で検討していただくということであれば、パブリックコメントに対しても回答になっている。もちろん、もっと積極的に「複数」と書いてほしいというお気持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、間をとって、委員会の案としては出したいということを酌み取っていただけたらと思います。

では、休憩にします。

(休憩)

【委員長】5番、「制度の目的に沿い誰も排除しない、困っている人の目線に立った制度にするべきで

ある」。そのとおりだと思います。

6番、「(3)の不動産契約時の課題の解消を目指すため、国立市ならではの不動産事業者用パートナーシップ研修を提案する」。「LGBTフレンドリー不動産業者として市報等に無料広告を掲載」。この辺りを検討するかどうかは、役所に委ねることになると思います。

7番、年配の大家さんが壁なのではないかということは、パブコメにかなり熱く書かれています。大家さんにも非常に多様な方がいらっしゃって、その全員にどれだけ行政が働きかけできるかということはあるかもしれませんが、せつかくこの制度ができたときに、市は多様な努力をして、市内の事業者伝えていってほしいと思います。

8番は、パートナーの有無に関わりなく、パートナーがいないという選択肢も認められなければいけないというご意見だったと思います。ここは少し議論をしたいと思います。今回、パートナーシップ制度についての議論をする中で、パートナーがいる場合の話をずっとしてきたわけですが、いないものについて、いたほうがよい、いるべきだ、などと我々は言おうとしているわけではない。読み取る側がそう取らないようにというのは、そもそもの条例をつくったときからの我々のコンセプトにも近いものもあると思う。この8番についてご意見があれば、お願いします。

【委員】8番のご指摘は全くそのとおりだと思う。制度の目的のところ、確かに全員が人生を共にするパートナーをもつと読める。パートナーの有無に関わらない、ただ、パートナーと共にいたい人には、これが尊重されるということが足された文言であればよいと思う。

【委員】パートナーと人生を共にしたいと思ったときに、性別や性的指向、性自認がそれを妨げないようにするためにということですね。文章の前後を少し入れ替えればいい感じの表現が出てくるのではないかと思います。

【委員】条例や計画をつくるときに、やはり、結婚する、しない、子どもを持つ、持たない、そういうことも含めてと話していたと思う。この意見がそこにもつながってくるので、それが包摂されるような表現になるとよいと思います。

【委員長】「誰もが人生を共にしたいと思うパートナーと共に」というところが駄目なのですね。余計なお世話だという感じは確かにあって、そう思わないことだって許される。認められるべきであって、そこに上下などはないのですが、そもそもこの条例改正自体が、人生を共にしたいというパートナーがいた場合を想定して書いている。いた場合を想定した制度について、いないことを書き込むのは難しいですね。

【委員】目的の言葉を変更するか。それとも、パートナーがいないという選択肢や、パートナーは要らないという意見も含めて、国立市は大事にしていくというメッセージを何らかの形で出せばいいと思う。

【事務局】今回は、パートナーシップ制度を前提としてこの目的を書いています。この制度を説明するための目的という書き方です。確かに「誰もが」という表現は修正する必要があると思いますが、大もとの条例の条文は、あくまでも1人1人の個人の権利ということで書いています。中にはリプロダクティブ・ヘルス・ライツのところで、生涯にわたって妊娠、出産という話はあるかもしれませんが、性的指向・性自認など、基本は個人のことを書いています。

逆に言うと、今回の陳情には、全て個人のことしか書かれていない。パートナーというところが、この条例には何もないというのも、陳情の要素としてありました。条例の本質は、基本的には1人1人、個人の自分が生きていきたいと思うとおりの人生を、歩める社会にしていこう、というのが大も

とにあると考えています。

【委員長】そうすると、この「誰もが」がちょっとひっかかる。

【委員】「誰もが」がなければよい。

【事務局】この後、パートナーシップ制度に関する手引きを市でつくります。それを見れば手続が分かるような手引き、ガイドラインで、「制度の目的」は、この中に書いていくこととなります。なので、必ずしもパートナーを持たなければいけないのだと認識されないような表現は、事務局で考えたいと思います。

【委員長】では、9番、事実婚を含めたことはよいと思います。よかったです。エンパワーするものだとも思います。

10番、多様なパートナーシップのあり方があるにも関わらず、これはもう大丈夫ですね。11番、「2者」の2を消すのもいいですね。

12番、「互いの人権を尊重し、対等な立場に立って継続的に協力し合う関係」、そこをどうするかということですが、論点整理シート2の右側のページの下、「第3回委員会まとめ」の「互いを人生のパートナーとし、その人権を尊重し協力し合う継続的」、「対等な立場に立って」を入れる。「3者以上」の話が出たときに、今回未成年は認めていませんけれども、例えば20歳、21歳の人が出たときに、その人もしっかりと尊重されてほしい、対等な関係の中で、その人が子どもに近いからといって搾取されることなく大切にされる関係性であってほしいという願いは、私個人的にはあった。例えば4人で暮らしていて、この制度を使いたいときに、1人の人がその中で非常に虐げられて従属的な立場になっていて申請せざるを得ないとか。「複数」でなくて「2者」でもそうですけれども、やはり「対等」という言葉はとても大切だという気がしています。「人権を尊重し協力し合う」とあるから「対等」を入れなくてもいいとか、いろいろなご意見があると思いますけれども、どうでしょうか。

【委員】「人権尊重」も「対等」も趣旨としては入っているけれども、より分かりやすく駄目押しで入れたらより分かりやすいというのは感じています。他方で、将来的には高齢になったり、病気になったりして、いろいろな事情で自立できない人をパートナーが支えるという関係ももちろんあり得るので、「自立した者」というところには消極的です。

【委員長】「自立」と言った場合に、経済的自立だったり、精神的自立だったり、身体的な自立だったり、様々な自立の形がある。おっしゃっている趣旨はとてもよく分かるのですけれども、ミスリードを生む可能性もはらんでいるかなと思います。

【委員】原文を読むと、「自立」とは依存しないことではなく、たくさんの依存先を持つことであると同時に、自分の人生を自分で決めると書いてあるので、パブコメの方は、自立の意味を深く捉えていらっしゃるという印象はあります。

【委員長】そうですね。この方は本当にそういう意味ではおっしゃっていないけれども、書いたときにミスリードを生みやすいような気がします。「対等」はどうでしょうか。

【委員】「対等」を入れるのは、私は賛成です。ご意見の中にもありましたが、「互いの人権を尊重し」というのも入ってはいるのですけれども、支配、被支配の関係では駄目だということを重ねて書くに越したことはないと思います。解説か手引きに、もし解説的なものを書けるのであれば、「対等な」というのは、DVなどは決して認めないという意思の表れです、と書けるという気はします。

【委員長】例えば、「互いを人生のパートナーとし、その人権を尊重し、協力し合う、継続的・対等な関係」。

13番～17番、「制度の名称」。おおむね平仮名が多かったと思う。多数決ではないけれども、平仮名に開くほうが国立（こくりつ）と区別できる。

【委員】パブコメの多数決でいうと1個差です。

【委員長】呼び名は、委員会としてはこれがいいと思う、ということでもいいということですか。

【事務局】そうですね。様々な意見があったけれども委員会としてはこの名称で、という形を示す。国立市の条例なので、「国立」をあえて前には入れないと思います。条例上は「パートナーシップ届出制度」を第何条、という形で入れます。この名称を正確に入れるのは、手引きやガイドラインです。

【委員長】A3判の資料の「制度の名称」にある名称案では、①国立市で、②は市が入らず「くにたちパートナーシップ届出制度」となっています。入れるとしたら、漢字で市だけ入れることになるかもしれない。

【委員】それは、国立ルールとして、「くにたち」と平仮名で書く場合は、市をつけないというのがなじんでいるからだと思います。

【委員】多様性を考えるときに、漢字が読めない方は当然いらっしゃると思う。平仮名のほうが、この制度が大切にしているところに準じているということだとは思いますが。

【委員長】では、委員会としては、②を推すということにしたいと思います。

18番、届出要件の再検討を要望、パートナーシップの多様性を担保し、「その他の生活上のパートナー関係にある者」を届出要件に入れたい。または、「セクシュアル・マイノリティ及び事実婚のパートナー関係にある者」の「事実婚のパートナー関係にある者」を「事実婚その他の生活上のパートナー関係にある者」としてほしい。セクシュアル・マイノリティでも事実婚でもない色々なつながりのパートナーシップを考えてほしいということですかね。「その他の生活上のパートナー関係にある者」とするということで、どうでしょうか。「その他の生活上のパートナー関係」は何だろうという話にならないかな。

【委員】ここであまり具体的な、あるいは詳細な文言を加えると、読んだ人が、これは一体何なのかという懸念を持つかもしれない。具体的に何かを想定してこういうことが書かれているのではないかという疑問は当然出てくる気がする。事実婚の後に「等」と入れたらいいのではないか。

【事務局】今回は、法律上の同性、異性の方でも構わないので、もしかしたら、「セクシュアル・マイノリティ及び事実婚～」という言葉は要らない。結果的にどなたでも、いわゆるパートナーシップの定義に該当している方同士であればよいという形になる。ただし、その他年齢や配偶者の要件などがあります。もちろん「等」とつけることはできます。

【委員】「パートナー関係にある者」だけでもよいということであれば、それがいいです。

【委員】私は最初、「セクシュアル・マイノリティ及び事実婚」は、下に①があり、パートナーの定義があるから要らないと思ったけれども、一般の方が見たときには、セクシュアル・マイノリティ、事実婚、それ以外の具体例、というのが書かれているほうが分かりやすいと思う。そうすると「等」が入っていたほうが余白が生まれて、混乱を引き起こさないと思うので、どちらもありだと思います。

【委員長】私も、セクシュアル・マイノリティ、事実婚、と書いたほうが、今までそれを強く望んでも得られなかった方々へのメッセージ性に富むと思う。では、「セクシュアル・マイノリティ及び事実婚等」で、この委員会の意見はまとめたいと思います。

19番から24番、よし。

25番と26番、「(3)については(1)、(2)との整合性もとれるので、双方ではなく一方が転入

予定でも良いと思う」。(3)は2人で引っ越してくるのを想定しているけれども、(1)があるから、(3)は双方でなくてよいのではないかということです。

【事務局】あえて双方としているのは、当事者の方々が不動産屋で理解が得られにくいところを、先に届出を頂き、市として受けたことの仮証明をお渡しする。不動産屋にその証明をお見せすることで、物件を借りる手続に活用してほしいということで、双方なのです。なので、一方であれば、①の国立に転居していただいたときに届出を頂ければ該当しますし、この当事者の課題は、そこまで影響はないのではないかと想像します。ここは事務局としてはあえて「双方」を残したいと思います。

【委員長】分かりました。では、そのように。

27番、個人事業主、パート、アルバイト、派遣社員は含まれるのか。含まれるでよいですね。正社員と書いていないので大丈夫です。

28番から30番、よし。

31番はなかなか難しいですけども、ご意見として承るとい感じかもしれません。

32番、「返還は片方の意思でもOKかどうか」。パートナーシップ関係を解消して返還が必要なケースでは、揃って出せないものなので、片方の意思でもオーケーということだと思います。

33番、アウトティングが起らないように配慮してほしい。そのとおりでと思います。

34番、「周囲に絶対知られたくない思想や立場があり、悩み苦しみ隠しながら生活している当事者の方々が沢山いることから、アウトティング防止の配慮はとても良い」。ありがとうございます。

35番、「在学、在勤は是非実現して欲しい。届出の際に住民票などの在学、在勤を提示する場合、アウトティングに配慮して欲しい。在学証明書や在職証明などは不要とし、学生証や社員証、保険証、免許証などでOKとし」だから、届出をするために何かを取りに行くということではないということですね。役所的には35番は、届出のときに在学証明や在職証明などを取る考えでしょうか。

【事務局】間違いなく国立市内にお勤めまたは学校に通っていることが分かればよいので、そういったもので代用できればよく、個別に判断していくと考えています。

【委員長】分かりました。

36番、役所の中での研修、そのとおりです。

37番、「アウトティング以外にユニバーサルデザインにも注意して欲しい」。ユニバーサルデザインに注意してほしいというのは、ほかにはどんなことができるのでしょうか。「その他に関するご意見」のアウトティングへの最大限の配慮のところに対して、アウトティングだけでなくユニバーサルデザインにも注意してほしい、なので、パートナーシップ制度としてユニバーサルデザインに注意してほしいということですね。

【委員】多言語。

【委員長】資料の分かりやすさみたいなものとか。それはそのとおりだと思います。

38番、「制度ができた後、教育や啓発をして欲しい」。そのとおり。

39番、「ぜひ素案通りに在勤在学」、在勤在学は、頑張った甲斐がありましたね。

40番、「両者関係の公的証明と証明の積極的な公示を求める」、パートナーシップ受理証明書が公的証明になるように全国健康保険協会や健康保険組合、保険会社などにPRをしてほしいという意味ですかね。

【委員】これの原文がどれだか分かりますか。

【事務局】16番です。この方は、国立市に転居された後に、全国健康保険協会にパートナー関係の

方の扶養申請をしたいと申し出たときに、住民票の提出を求められた。事実婚の異性カップルであれば、住民票に未届けの夫、妻と書かれるけれども、同性カップルについては記載ができないということで、取扱いが困難だったということがあったので、パートナーシップの証明が取れた暁には住民票にそういったものを書いてほしい。また、本人の性自認に基づいた記載をしてほしいという内容です。

【委員長】住民票に書いてあれば、全国健康保険協会などがそれを見るであろうということですかね。

【事務局】そうですね。この方は住民票を求められることがあり、住民票の代わりにパートナーシップ証明を取ることで自体がアウトイングになる、本人の精神的負担になるということで、住民票の記載も考えてほしいというご意見です。

【委員長】難しいですね。

【委員】これは、健康保険組合など申請を受ける側に、住民票で確認していたものをパートナーシップ証明書に変えるように、運用を変えてもらう以外に方法がないような気がします。

【委員長】今までの議論の中でも、そうであってほしいけれども、全ての事業者にこれが来たら必ず法律婚と同じような扱いにするようにとは、市の立場ではできないのではないかと意見が出ていた。この方は、だから住民票に書いてほしいということなのかな。

【委員】住民票に記載する事項というのは何か規定があるのでしょうか。

【事務局】恐らく住基上、何項目かは載せなければいけないというのが決まっていて、備考という形で載せることができるのかどうかは、確認する必要があります。

【委員長】世帯全員の住民票を取ったときに、同じ住民票に記載された人が父、子などとは書いてなくて、何かを書くことができるかどうかですね。

【委員】これから訴えを起こすケースで、男女の夫婦で子どももいるのですが、夫がアメリカの方で、本国で女性に性別変更をした。日本で性別変更の届出をしたら、入管のカードは女性になったけれども、住民票を女性に変えてくれない。住民票を女性に変えるのだったら、今、妻になっている人を妻でなくすると言われている。住民票は区役所が発行するけれども、区の判断ではできなくて、国の判断となる。そういううまく行かないところをパートナーシップ証明で補うしかない。このパブリックコメントの方の思いはすごくよく分かるし、本当に社会保険の関係、健康保険の関係などを変えていかなければいけないと思っていますけれども、将来的な課題としてそういう声も承りつつ、今回のパートナーシップ証明からさらにどのように社会的対応を促していくかというご意見を賜ったということになると思います。実際やるとすると、戸籍住民課や総務省とも調整しないといけないことになります。

【委員長】分かりました。では、将来的課題であって、市としての対応では限界ありということですね。

4 1 番、「受理証明書には本人の性自認に配慮した表記をするか、もしくは、性別を表現する表記方法を行わないで欲しい」。そのとおりだと思います。これはルール上のことなので、そのとおりできればと思います。

4 2 番、「在勤者にマイナンバーを活用すれば、役所間での情報共有をスムーズにできると思う。」「現況を追う手段」については、今のところ追わないということになっていますので、役所間での情報共有はないのではないかな。

4 3 番、「LGBTの方々には、全ての人に平等に与えられるはずの基本的な人権が無い状態」。そうですね。「この深刻な人権問題を改善するべきだ」。市としてできることをやりますということだと思います。

います。

44番、「証明書取得後に同居、病院受診時（入院時）、緊急時や災害が起きた場合などにも、少しでも安心感をもって『家族』として2人の関係が認知される様」。そうですね、そのとおりと思います。PR頑張ります。

45番、制度ができた後の啓発。そのとおりです。

46番、「条例にパートナーシップ証明を盛り込むことが、セクシュアルマイノリティの存在を可視化し、社会的な承認にもつながると期待する。市民の心のバリアフリーに向けて、制度が始まって以降も、自治体として理解増進に積極的に取り組んでいくこともあわせて、条例に明記してほしい。」今回盛り込む部分に書かなくても、条例全体としては書かれていることだと思うし、今回情報を追加したときに、傘になっている条例の中で書かれていることというのは、パートナーシップ制度についてもかかっていくわけですね。

【事務局】 そうなります。

【委員長】 分かりました。

47番、「パートナー関係にあるものが同一世帯の場合は、住民票にパートナーシップ関係であること〜」。これは将来的課題に入っていると思います。

48番、期待するということ。でありますという感じかと思います。

【事務局】 パブリックコメントの2の4番目がまだです。

【委員長】 「市役所、市議会、その他関係機関で働いたり、学んだりする者の福利厚生を取扱いを平等として欲しい」。

【事務局】 これの原文は8です。

【委員長】 制度の目的について、国立市役所自身の条例遵守、差別撤廃はいかがでしょうか。市役所、市議会、その他関係機関で働いたり、学んだりする者の福利厚生などの取扱いは平等でしょうか。というのは、例えば、事実婚と平等でしょうか。市役所も事業者の1つであるので、今回の条例改正に基づき事業者として努力をしていきますということですね。

【事務局】 そうですね。

【委員】 感想ですけれども、今回、このパブリックコメントで、短時間の中、これだけいろいろとしっかりと考えてくださっていることや、ここで議論した在学・在勤の方を含めることに対してこれだけ評価いただいたことにすごく感動しています。5年前に渋谷区や世田谷区で始めようとしたときに、反対意見も相当出ました。たしか札幌では、パブリックコメントで反対の意見がたくさんあって、すごく大変だったということも聞いていました。今回この国立市のパブリックコメントでは、皆さんすごく前向きで、しかも建設的な議論を市民の方々からいただけて議論も深まっていったということを見ていて、最終的にどういう形になるにせよ、すごくいいものになってくるということも感想として持ちました。

【委員長】 本当に皆さんよく勉強されているし、反対の意見はなかったということですかね。

【事務局】 そうですね。全体を通して見た感じ、反対のご意見は見受けられませんでした。

【委員長】 やはり市民の力を非常に感じるし、私たちが私たちなりに議論を重ねてやってきた在勤、在学の辺りについてもしっかりと見てくださっているということで、こんなにも励みになる議論はないなと思いました。

次回は9月9日に最後の委員会になります。では、本日の議論はここで終了としたいと思います。

ありがとうございました。

-- 了 --